

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

政府ベトナム共和社会主義国

独立 - 自由 - 幸福

第 99/2013/ND-CP 号

2013 年 08 月 29 日、ハノイにて

産業財産に関する行政上の罰則措置政令

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、
2012 年 06 月 20 日付行政上の罰則措置法令に基づき、
2005 年 11 月 29 日付知的財産法、2009 年 06 月 19 日付知的財産法の一部の改訂・追加に関する法令(以下、「知的財産法」という)に基づき、
2006 年 06 月 29 日付情報技術法に基づき、
2004 年 12 月 03 日付競争法に基づき、
科学技術省大臣の提案に基づいて、

政府は産業財産に関する行政上の罰則措置政令を制定する

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、産業財産に関する行政上の違反行為、罰則の形態、程度、回復措置、罰則措置要請書の申請手続、罰則措置要請書を受理する機関の権限及び処理手続、決定された行政上の罰則措置を執行する機関の権限及び執行について規定する。

第2条 個人及び組織に対する罰則措置の権限及び罰金の最高額

1. 本政令第2章に規定するそれぞれの違反行為に対する罰金は、個人に対しての金額である。個人に対する罰金の最高額は二億五千万ドンとする。
同様の行政上の違反行為について組織に適用する場合、組織に対する罰金は個人の2倍とする。組織に対する罰金の最高額は五億ドンとする。
2. 本政令第16条から第21条までに規定する行政違反の罰則措置の権限については、個人に対して適用する。同様の行政上の違反行為について組織に適用する場合、組織に対する罰金は個人の2倍とする。

第3条 罰則形態及び回復措置

1. 産業財産に関する各行政上の違反行為について、違反した組織または個人は、警告と罰金とのいずれか一方の罰則の適用を受ける。
2. 違反行為の性質及び程度によっては、違反した組織又は個人は、以下の一つまたは複数の追加の罰則措置を受けることがある。
 - a) 行政上の違反を構成する物的証拠及び手段の没収。これには、商標もしくは地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業で主に使用された材料、資材、及び手段が含まれる。
 - b) 決定した罰則措置の発効日から一ヶ月乃至三ヶ月の期間、産業財産代理業務証明、鑑定員カード、鑑定機関資格認定書の使用権の剥奪。
 - c) 決定した罰則措置の発効日から一ヶ月乃至三ヶ月の期間、違反した商品及びサービスの製造、販売活動の停止。
3. 主の罰則措置または追加の罰則措置のほかに、違反した組織又は個人は、下記の一つまたは複数の回復措置をとるよう強制される場合がある。
 - a) 商品及び事業手段における違反要因の強制除去と違反要因の破壊、ドメイン情報の強制的な変更またはドメインの返却、強制的な社名変更または社名における違反要素の除去。
 - b) 商標または地理的表示の模倣品の非商業目的での強制使用。産業財産権者の権利利用可能性に影響を及ぼさないことを条件として、商品の違反要素が除去された後、商標又は地理的表示の模倣品の生産もしくは事業のために使用された材料、資材及び手段。

- c) 産業財産権違反の通過貨物をベトナム領土から追放し、又は商品にある侵害要素を取り除いた後に、違反商品、商標もしくは地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業に主に使用された輸入材料、資材、及び輸入手段の再輸出を強制する。
- d) 商標もしくは地理的表示の模倣品、又は当該模倣品の生産もしくは事業に主に使用された輸入材料、資材、及び生産手段の廃棄の強制。
侵害要素を取り除けない物的証拠、違反手段の廃棄の強制。
人の健康、動物、植物、又は環境に損害を及ぼす違反商品の廃棄の強制。
商標又は地理的表示模倣の切符やラベルの廃棄の強制。
切符、ラベル、包装、品物等その他の違反品物の廃棄の強制。
修正、抹消、偽造された保護証書、証明書、もしくは他の資料の廃棄の強制。
- d) 産業財産権に関する表示の追加又は修正の強制。
- e) 産業財産権に関して誤認を与えるような表示行為に関し、訂正の公開の強制。
- g) 隠蔽された物的証拠又は生産手段の押収。
- h) 違反行為により得た違法所得、もしくは違反行為に使用されたが売却・散逸・廃棄されてしまった物的証拠、違反手段と同価値の金額の強制没収。

第4条 行政違反した商品及びサービスの価値

1. 罰金枠、罰則措置の権限を確定するための基準とするために、産業財産権を侵害した商品及びサービスの価値は、行政上の罰則措置法令第 60 条第 2 項に規定された優先順位を一つの基準として、以下の通り適用される。
 - a) 公示されている価格、もしくは契約書、インボイス、又は輸入申告書に記載された価格とする。
 - b) 地方財務機関が通知した価格とする。通知がない場合は、行政違反時点の該当地方における市場価格に基づく。
 - c) 商品が未発売の場合は、違反した商品の原価とする。
2. 行政上の罰則措置法令第 213 条第 2 項に規定する偽造商標が付された商品である物的証拠については、本条 1 項に規定する産業財産権を侵害した商品の価値として確定される。
3. 罰金額、罰則措置の権限を決定するための基礎となる違反商品又はサービスの物的証拠を評価するために本条の 1 項に規定する基本原則を適用することができない場合、本件

の管轄権限者は違反した物的証拠を一時的に没収する決定を下し、行政上の罰則措置法令第 60 条第 3 項に規定された評議会を設立することができる。

第 2 章

行政上の違反行為、罰則形態及び回復措置

第 1 節 産業財産活動の管理に関する規定の違反行為

第 5 条 産業財産権の確立、行使及び保護手続に関する規定の違反行為

1. 保護証書又は産業財産権証明書類の内容を修正・抹消・偽造する行為に対して、三百万ドンから五百万ドンまでの罰金に処す。
2. 以下の手続きのいずれかを遂行する過程において、虚偽の情報及び証拠を提供する行為に対して、五百万ドンから千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 産業財産権保護証書の有効性の確立、承認、認証、補正、維持、更新、又は失効もしくは破棄の要請の手続を行うこと。
 - b) 発明の強制使用权の決定を、管轄国家機関に要請すること。
3. 本条の第 2 項に規定する書類の偽造する行為に対して、一千五百万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。
4. 回復措置
本条 3 項に規定する違反行為に対して、偽造された書類・資料を強制廃棄する。

第 6 条 産業財産権保護の表示に関する規定の違反行為

1. 下記のいずれかの違反行為を行った場合は、警告、又は五十万ドンから百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 産業財産権保護、産業財産権保有者、発明者、工業意匠創作者、回路配置創作者に対して虚偽の情報を与えること。
 - b) 産業財産権保護の法的状況及び範囲に関する不正表示を与えること。
 - c) ライセンスに基づいて生産された商品に関する不正表示を提供、又は表示を怠ること。
2. 回復措置
 - a) 本条第 1 項に規定する行為に対し、商品、又は事業手段に存在する侵害要素を取り除く

ことの強制。

- b) 本条第1項a、bに規定する違反行為に対して、訂正の公開の強制。
- c) 本条第1項cに規定する違反行為に対して、修正・追加の表示の強制。

第7条 産業財産代理に関する規定の違反行為

1. 下記のいずれかの違反行為に対して、二百万ドンから五百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 自己の名称、宛先若しくは法的地位の変更、又は産業財産権代理をすることを授権し授権された当事者に関する変更を、産業財産権の確立及び保護の権限を有する国家機関に書面で通知することを怠ること
 - b) 権限を有する機関の請求にも拘らず、産業財産権代理料金、手数料及び料率を通知しない又は不誠実な通知をすること
 - c) 産業財産代理機関における活動を停止する場合に、産業財産代理に関する政府登録簿から社名を消す手続きを実施しないこと
 - d) 他の産業財産代理機関における活動を行う場合に、産業財産代理に関する政府登録簿に再登録の手続きを実施しないこと。
2. 下記のいずれかの違反行為に対して、五百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 産業財産権に関して争いに係る複数の当事者を同時に代理すること。
 - b) 代理委任者の許可なく、保護証書の申請書を自己の判断で取り下げ、保護を放棄し、審判請求を取り下げ、又は産業財産権確立に関するその他の行為を行う。
 - c) 産業財産権を確立し、産業財産権紛争を解決し、又は産業財産権違反行為を処理する権限を有する管轄国家機関の請求の内容を代理の委任者に通知するのを怠ること
 - d) 代理委託者に対し、法定期間中に正当な理由無く、保護証明、産業財産権の証明資料、確認書、その他決定事項を通達しないこと。
 - d) 正当な理由無く、産業財産権に関する確立、紛争解決、違反行為処理に関する国家機関の要請について遂行又は回答をしないこと。
 - e) 産業財産代理業務の開業認定証を修正もしくは偽造すること。
 - g) 産業財産の法律規定又は産業財産事業情報について、誤った助言や情報提供を意図的に行うこと。
 - h) 産業財産権の確立、実施及び保護に関する通常の進行を阻止し、利害関係者に損害を与えること

- i) 他の産業財産代理者に対して未完成の業務を法的に引継する前に、産業財産代理業務を放棄すること
3. 下記のいずれかの違反行為に対して、一千万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 法律に規定される開業要件を満たさないまま産業財産代理業務を行うこと
 - b) 産業財産代理業務の登録及び検査、産業財産代理業務の開業認定証の申請、産業財産代理業務事業者の認定請求の手續において、国家機関に対して偽造した書類、資料、又は不誠実な情報を提供すること
4. 下記のいずれかの違反行為をなす産業財産権代理人に対して、二千万ドンから四千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 管轄国関の種々の登録出願の受理、審査及び処理手續、審判請求並びに工業所有権違反行為処理請求に関する情報であつて、未だ開示が認可されていないものを開示すること
 - b) 代理業務の履行中に、重大な過誤又は違反行為を行い、国家及び社会の利益に損害を及ぼすこと
5. 追加の罰則措置の形態
本条 4 項に規定する行政上の違反行為に対し、処罰決定の発効日より一ヶ月から三ヶ月までの間、産業財産代理業務の開業認定証の使用権を停止する。
6. 回復措置：
本条 3 項 b に規定する行政上の違反行為に対し、偽造した書類、資料を強制廃棄させる。

第 8 条 産業財産鑑定活動における違反行為

1. 下記のいずれかの違反行為に対して、警告、又は五十万ドンから百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 法的な鑑定手順、手續及び期間に従わない。
 - b) 正当な理由無く当局の召喚に応じて出席しない。また、当局に要請された時に鑑定結果について説明しない。
2. 鑑定員カード又は鑑定機関資格認定書の内容を修正もしくは偽造する行為に対して、二百万ドンから五百万ドンまでの罰金に処す。
3. 下記の行為に対して、五百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 法律に規定される要件を満たさないまま産業財産鑑定業務を行うこと
 - b) 各関係者の許可なしに、鑑定実施中に知り得た秘密情報を漏洩すること
 - c) 鑑定関係書類を編集しない。鑑定結果の証拠証憑・前提資料を保管しないこと

- d) 他人の鑑定員カードを使用する又は他人に自分の鑑定員カードを使用させること
- 4. 下記の行為に対して、一千万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 私利私欲のために鑑定資格及び鑑定業務を利用すること
 - b) 故意的に虚偽の鑑定結果を下すこと
 - c) 許可なく、鑑定書類を勝手に修正・消去・偽造すること
 - d) 産業財産鑑定業務の登録及び検査時、鑑定業務の開業資格認定証の申請時、鑑定業者の記名要求時に、国家機関に対して偽造した書類、資料、又は虚偽の情報を提供すること
- d) 法律で禁止されている場合に鑑定を行うこと
- 5. 追加の罰則措置の形態
本条 4 項 a、b に規定する行政上の違反行為に対し、処罰決定の発効日より一ヶ月から三ヶ月までの間、鑑定員カード及び鑑定機関資格認定書の使用権を停止する。
- 6. 回復措置
 - a) 本条第 2 項 c、d と第 4 項に規定する行政上の違反行為に対し、偽造した書類、資料を強制廃棄させる。
 - b) 本条第 4 項 a に規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第 9 条 検査及び審査時における違反物的証拠及び手段の封印及び一時差押えに関する規定に違反する行為

- 1. 産業財産に関する違反行為に使用した物的証拠、手段の封印及び一時差押えを取り除こうとする行為に対して、二百万ドンから五百万ドンまでの罰金に処す。
- 2. 産業財産に関する違反行為に使用した物的証拠、手段の量及び内容を変更しようとする行為に対して、五百万ドンから一千万ドンまでの罰金に処す。
- 3. 産業財産に関する違反行為に使用した物的証拠、手段を売却、散逸、廃棄する行為に対して一千五百万ドンから三千万ドンまでの罰金に処す。
- 4. 回復措置
本条第 3 項に規定する違反行為に対して、売却、散逸、又は廃棄されてしまった物的証拠、違反手段を復元させるか、同等の価値の金額を強制没収する。

第 2 節 産業財産における違反行為及び不正競争行為

第 10 条 発明、実用新案及び回路配置に対する権利違反行為

1. 違反商品の価値が三百万ドン以下である場合、以下の行為に対して警告罰則もしくは五十万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 発明権、実用新案権、回路配置権に違反した商品について販売・販売のための申出・輸入・運搬・保管・展示をすること
 - b) 発明権・実用新案権に違反した商品もしくは発明権・実用新案権に違反した製造過程により生産された商品を利用すること
 - c) 本項 a、b に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
2. 違反商品の価値が三百万ドンから五百万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二百万ドンから四百万ドンまでの罰金に処す。
3. 違反商品の価値が五百万ドンから一千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、四百万ドンから八百万ドンまでの罰金に処す。
4. 違反商品の価値が一千万ドンから二千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八百万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。
5. 違反商品の価値が二千万ドンから四千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一千五百万ドンから二千五百万ドンまでの罰金に処す。
6. 違反商品の価値が四千万ドンから七千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二千五百万ドンから四千万ドンまでの罰金に処す。
7. 違反商品の価値が七千万ドンから一億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、四千万ドンから六千万ドンまでの罰金に処す。
8. 違反商品の価値が一億万ドンから二億万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、六千万ドンから八千万ドンまでの罰金に処す。
9. 違反商品の価値が二億ドンから三億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八千万ドンから一億一千万ドンまでの罰金に処す。
10. 違反商品の価値が三億ドンから四億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億一千万ドンから一億五千万ドンまでの罰金に処す。
11. 違反商品の価値が四億ドンから五億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億五千万ドンから二億ドンまでの罰金に処す。
12. 違反商品の価値が五億ドン以上の場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二億ドンから二億五千万ドンまでの罰金に処す。

13. 営利目的で下記のいずれかの違反行為を行った場合、罰金の金額は、本条第 1 項から第 12 項までに規定する罰金の 1 倍から 1.2 倍の金額とする。ただし、罰金の最大限度額は、二億五千万ドンまでとする。

- a) 発明・実用新案に係る権利に対する違反製品及び商品の生産を行う（設計、建設、生産、加工、組み立て、包装を含む）こと
- b) 発明・実用新案権の権利の侵害となる方法を使用すること
- c) 発明・実用新案・回路配置に係る権利に違反した製品、及び発明・実用新案・回路配置に係る権利に違反する製造過程で製造された製品を輸入すること
- d) 本項 a、b、c に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること

14. 追加の罰則措置の形態

本条第 1 項から第 13 項までの規定に違反した商品の一ヶ月から三ヶ月までの製造販売活動を停止する。

15. 回復措置

- a) 本条第 1 項から第 13 項までに規定している違反行為に対して、侵害要素の削除・廃棄を強制する。
- b) 本条第 1 項から第 13 項までに規定している違反行為に対して、侵害要素が削除できない場合は、物的証拠及び違反手段の廃棄を強制する。
- c) 本条第 1 項から第 12 項までに規定している違反行為に対して、産業財産権違反の通過貨物をベトナム領土から追放する。
- d) 本条第 1 項から第 13 項までに規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第11条 商標、地理的表示、商号、又は工業意匠の権利侵害行為

1. 違反商品及びサービスの価値が三百万ドン以下の場合、営利目的で行われる以下のいずれかの違反行為に対し、警告罰則又は五十万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。

- a) 商標権、地理的表示権、商号権、工業意匠権に違反した商品について販売・販売のための申出・輸入・運搬・保管・展示をすること
- b) 本項 a に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること

2. 違反商品・サービスの価値が三百万ドンから五百万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二百万ドンから四百万ドンの罰金に処す。

3. 違反商品・サービスの価値が五百万ドンから一千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、四百万ドンから八百万ドンの罰金に処す。
4. 違反商品・サービスの価値が一千万ドンから二千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八百万ドンから一千五百万ドンの罰金に処す。
5. 違反商品・サービスの価値が二千万ドンから四千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一千五百万ドンから二千五百万ドンの罰金に処す。
6. 違反商品・サービスの価値が四千万ドンから七千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二千五百万ドンから四千万ドンまでの罰金に処す。
7. 違反商品・サービスの価値が七千万ドンから一億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、四千万ドンから六千万ドンまでの罰金に処す。
8. 違反商品・サービスの価値が一億ドンから二億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、六千万ドンから八千万ドンまでの罰金に処す。
9. 違反商品・サービスの価値が二億ドンから三億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八千万ドンから一億一千万ドンまでの罰金に処す。
10. 違反商品・サービスの価値が三億ドンから四億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億一千万ドンから一億五千万ドンまでの罰金に処す。
11. 違反商品・サービスの価値が四億ドンから五億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億五千万ドンから二億ドンまでの罰金に処す。
12. 違反商品・サービスの価値が五億ドン以上の場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二億ドンから二億五千万ドンまでの罰金に処す。
13. 営利目的で下記のいずれかの違反行為を行った場合、罰金の金額は、本条第 1 項から第 12 項までに規定する罰金の 1 倍から 1.2 倍の金額とする。ただし、罰金の最大限度額は、二億五千万ドンまでとする。
 - a) 商標、商号、地理的表示、工業意匠に係る権利に違反した製品及び商品の生産を行う（設計、建設、生産、加工、組み立て、包装を含む）こと
 - b) 商標、商号、地理的表示、工業意匠に係る権利に違反した商品の印刷、貼付、粘着、鋳造、鋳型の押印、又はその他の行為を行うこと
 - c) 商標、商号、地理的表示、工業意匠に係る権利に違反した商品を輸入すること
 - d) 本項 a、b、c に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること

14. 違反した商品・サービスの価値を確定する根拠がない場合、本条第 1 項及び第 13 項に規定する商標、商号、地理的表示、工業意匠に係る権利の違反行為に対して、一千万ドンから三千万ドンまでの罰金に処す。
15. 看板、取引書類、営業手段、サービス手段、包装に記載されている商標・地理的表示・商号権に違反した表示行為に対して、一千万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。
16. 追加罰則方法
本条第 1 項から第 15 項までに規定する違反した商品・サービスの事業活動を 1 ヶ月から 3 ヶ月の間で停止をする。
17. 回復措置
 - a) 本条第 1 項から第 15 項までに規定している違反行為に対して、侵害要素の削除・廃棄を強制する。
 - b) 本条第 1 項から第 15 項までに規定している違反行為に対して、違反したスタンプ、ラベル、包装、物品であるような侵害要素が削除できない場合は、物的証拠及び違反手段の廃棄を強制する。
 - c) 本条第 1 項から第 12 項までに規定する違反行為に対して、産業財産権違反の通過貨物をベトナム領土から追放する。
 - d) 本条第 1 項から第 13 項までに規定する違反行為に対して、社名の変更又は社名における侵害要素の削除を強制する。
 - d) 本条第 1 項から第 15 項までに規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第 12 条 商標模倣又は地理的表示模倣の商品の生産、輸入、販売、運送、保管

1. 違反商品の価値が五百万ドン以下の場合、営利目的で以下のいずれかの違反行為を行った場合、四百万ドンから八百万ドンの罰金に処す。
 - a) 商標模倣、地理的表示模倣の商品について販売・販売のための申出・輸入・運搬・保管・展示をすること
 - b) 本項 a) に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
2. 違反商品の価値が五百万ドンから一千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八百万ドンから一千二百万の罰金に処す。

3. 違反商品の価値が一千万ドンから二千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一千二百万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。
4. 違反商品の価値が二千万ドンから三千五百万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二千万ドンから四千万ドンまでの罰金に処す。
5. 違反商品の価値が四千万ドンから七千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、三億五百万ドンから五億五百万ドンまでの罰金に処す。
6. 違反商品の価値が七千万ドンから一億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、五千五百万ドンから八千五百万ドンまでの罰金に処す。
7. 違反商品の価値が一億ドンから二億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八千五百万ドンから一億二千万ドンまでの罰金に処す。
8. 違反商品の価値が二億ドンから三億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億二千万ドンから一億八千万ドンまでの罰金に処す。
9. 違反商品の価値が三億ドン以上の場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一億八千万ドンから二億五千万ドンまでの罰金に処す。
10. 営利目的で下記のいずれかの違反行為を行った場合、罰金の金額は、本条第 1 項から第 9 項までに規定する罰金の 1 倍から 1.2 倍の金額とする。ただし、罰金の最大限度額は、二億五千万ドンまでとする。
 - a) 商標模倣、地理的表示模倣の製品及び商品の生産を行う（設計、建設、生産、加工、組み立て、包装を含む）こと
 - b) 商標模倣、地理的表示模倣の商品の印刷、貼付、粘着、鋳造、鋳型の押印、又はその他の行為を行うこと
 - c) 商標模倣、地理的表示模倣の商品を輸入すること
 - d) 本項 a、b、c に規定する違反行為をなすために発注、割当、委託をすること
11. 違反した商品の価値を確定する根拠がない場合、本条第 1 項及び第 10 項に規定する商標権、地理的表示権の違反行為に対して、一千万ドンから三千万ドンまでの罰金に処す。
12. 追加罰則方法
 - a) 本条の第 1 項から第 11 項までに規定されている違反行為に対して、物的証拠、違反手段を押収する。
 - b) 本条の第 1 項から第 11 項までに規定されている違反行為に対して、違反商品・違反サービスの営業活動を一ヶ月から三ヶ月までの間で停止する。
13. 回復措置

- a) 本条第 1 項から第 11 項までに規定する違反行為に対して、産業財産権保有者の権利行使に影響を及ぼさないことを条件として、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品の販売・生産に主に使用された原材料もしくは資材又は手段の廃棄、又は非商業的目的のための配給もしくは使用を強制する。
- b) 本条第 1 項から第 10 項までに規定する違反行為に対し、商品にある侵害要素を除去した後に、商標模倣もしくは地理的表示模倣の商品又はそれらの生産もしくは事業に主として使用する原材料もしくは資材の再輸出を強制する。
- c) 本条第 1 項から第 11 項までに規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第 13 条 商標模倣又は地理的表示模倣を付したスタンプ、ラベル、物品の販売を目的とする生産、輸入、販売、運送又は保管行為

商標模倣又は地理的表示模倣を付したスタンプ、ラベル、包装又は物品の数が五百個（枚、もしくは同等の単位。以下単位と表記する）までの場合は、以下のいずれかの行為に対して、警告罰則又は五十万ドンから百万ドンまでの罰金に処す。

- a) 商標模倣又は地理的表示模倣を付したスタンプ・ラベル・包装・物品の販売・運送・供給・保管・展覧をすること
 - b) 本項 a に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
1. 商標模倣又は地理的表示模倣を付したラベル、物品の数が五百単位を超え一千単位以下である場合、本条第 1 項に規定するいずれかの行為に対して、百万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。
 2. 商標模倣又は地理的表示模倣を付したラベル、物品の数が一千単位を超え二千単位以下である場合、本条第 1 項に規定するいずれかの行為に対して、二百万ドンから四百万ドンまでの罰金に処す。
 3. 商標模倣又は地理的表示模倣を付したラベル、物品の数が二千単位を超え五千単位以下である場合、本条第 1 項に規定するいずれかの行為に対して、四百万ドンから八百万ドンまでの罰金に処す。
 4. 商標模倣又は地理的表示模倣を付したラベル、物品の数が五千単位を超え一万単位以下である場合、本条第 1 項に規定するいずれかの行為に対して、八百万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。

5. 商標模倣又は地理的表示模倣を付したラベル、物品の数が一万単位を上回る場合、本条第 1 項に規定するいずれかの行為に対して、一千五百万ドンから二千五百万ドンまでの罰金に処す。
6. 下記のいずれかの違反行為を行った場合、罰金の金額は、本条第 1 項から第 6 項までに規定する罰金の 1 倍から 1.2 倍の金額とする。
 - a) 虚偽商標、虚偽地理的表示の商品の生産を行う（設計、印刷、スタンプ・ラベル・包装・物品の輸入を含む）こと
 - b) 本項 a に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
7. 回復措置：
 - a) 本条第 1 項から第 7 項までに規定する違反行為に対して、商標模倣又は地理的表示模倣を付したスタンプ・ラベル・物品を廃棄させる。
 - b) 本条第 1 項から第 7 項までに規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第 14 条 産業財産分野における不正競争

1. 違反商品・サービスの価値が三百万ドン以下の場合、以下のいずれかの違反行為に対して、警告罰則又は五十万ドンから二百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 経済活動の主体、活動内容、原産地、生産方法、性能、品質、数量などの商品・サービスの特徴又は商品サービスの供給条件を誤認させるような案内を冠した商品・サービスの販売・輸入・運搬・保管行為をすること
 - b) 本項 a に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
2. 違反商品・サービスの価値が三百万ドンから五百万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二百万ドンから四百万ドンまでの罰金に処す。
3. 違反商品・サービスの価値が五百万ドンから一千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、四百万ドンから八百万ドンまでの罰金に処す。
4. 違反商品・サービスの価値が一千万ドンから二千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、八百万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。
5. 違反商品・サービスの価値が二千万ドンから四千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、一千五百万ドンから二千五百万ドンまでの罰金に処す。

6. 違反商品・サービスの価値が四千万ドンから七千万ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反に対して、二千五百万ドンから四千万ドンまでの罰金に処す。
7. 違反商品・サービスの価値が七千万ドンから一億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、四千万ドンから六千万ドンまでの罰金に処す。
8. 違反商品・サービスの価値が一億ドンから二億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、六千万ドンから八千万ドンまでの罰金に処す。
9. 違反商品・サービスの価値が二億ドンから三億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、八千万ドンから一億一千万ドンまでの罰金に処す。
10. 違反商品・サービスの価値が三億ドンから四億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、一億一千万ドンから五千万ドンまでの罰金に処す。
11. 違反商品・サービスの価値が四億ドンから五億ドンまでの場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、一億五千万ドンから二億ドンまでの罰金に処す。
12. 違反商品・サービスの価値が五億ドン以上の場合、本条第 1 項に規定するいずれかの違反行為に対して、二億ドンから二億五千万ドンまでの罰金に処す。
13. 罰金の金額は、本条第 1 項から第 12 項までに規定する罰金の 1 倍から 1.2 倍の金額とする。ただし、罰金の最大限度額は、二億五千万ドンまでとする。
 - a) 経済活動の主体、活動内容、原産地、生産方法、性能、品質、数量などの商品・サービスの特徴又は商品サービスの供給条件を誤認させるような案内を商品・サービスに付与すること
 - b) 本項 a に規定する誤認させるような案内を付した商品を生産又は輸入すること
 - c) 本項 a、b に規定する違反行為をなすために発注、委託、雇用をすること
14. 違反商品・サービスの価値を確定する根拠がない場合、本条第 1 項及び第 13 項に規定される誤認原因となる表示行為に対して一千万ドンから三千万ドンまでの罰金に処す。
15. 以下のいずれかの違反行為に対して、五百万ドンから一千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - a) 知的財産法の第 127 条に規定されている営業秘密について違反行為をすること
 - b) 経済活動の主体、活動内容、原産地、生産方法、性能、品質、数量などの商品・サービスの特徴又は商品サービスの供給条件を誤認させるような取引書類・営業手段（サービス手段、看板、包装を包含）を用いること
16. 以下のいずれかの違反行為に対して、五百万ドンから二千万ドンまでの罰金に処す。

- a) ドメイン名の使用権登録・占有或いは使用により、保護されている商標、地理的表示、商号との誤認を生じさせ、商標、商号又は地理的表示の正当な権利者の信用に重大な損害を与えること
- b) 商標使用が所有者に承諾されていない又は商標使用に正当な理由がない場合に、商標所有者の代理者の商標利用が禁止される規定があるベトナムが会員である国際条約に加盟した国に保護された商標を使用すること

17. 追加罰則方法

本条第 1 項から第 16 項までに規定する違反行為に対して、違反商品・違反サービスにおける営業活動（電子売買を含む）を 1 ヶ月から 3 ヶ月までの間で停止をする。

18. 回復措置

- a) 本条第 1 項から第 16 項までに規定する違反行為に対して、侵害要素を削除及び廃棄させる。侵害要素が削除できない場合、違反商品を廃棄させる。
- b) 本条の第 15 項から第 16 項に規定する違反行為に対して、ビジネス活動、サービス活動、ウェブサイトにおいて掲載している違反商品・サービスに関しての情報を削除させる。
- c) 本条第 1 項から第 15 項までに規定する違反行為に対して、社名を変更させ、社名より侵害要素を削除させる。本条の第 16 条 a に規定する違反行為に対して、ドメイン名を変更又は返却させる。
- d) 本条第 1 項から第 16 項までに規定する行政上の違反行為により得た違法所得を強制没収する。

第 III 章

行政上の罰則措置の権限

第 15 条 罰則措置の権限

- 1. 科学技術監査機関は、本政令第 II 章に規定する違反行為に対して罰則措置の権限を有する。
- 2. 情報通信監査機関は、本政令第 14 条 16 項 a に規定する違反行為に対して罰則措置の権限を有する。
- 3. 市場管理機関は、以下の違反行為に対して罰則措置の権限を有する。

- a) 本政令第 12 条及び第 13 条に規定する国内市場での商品の生産、販売、輸送、保管などの活動において違反行為を行うこと
- b) 本政令第 6 条、第 9 条、第 11 条及び第 14 条に規定する国内市場での商品の販売、輸送などの活動における違反行為が行なわれた場合、市場管理機関は当該違反行為を処理する際に、当該商品物の生産地が確定する場合は、生産地での違反行為の処理権限を有すること
- 4. 税関機関は、本政令第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条に規定する商品の通関又は輸入などの活動における違反行為に対して罰則措置の権限を有する。
- 5. 公安機関は、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に規定する産業財産違反行為に関する証拠及び情報を発見、確認、収集し、違反処理機関に提供する権限を有し、本政令第 9 条、第 12 条及び第 13 条に規定する違反行為に対して罰則措置の権限を有する。
- 6. 省レベルの人民委員会及び県レベルの人民委員会は、それぞれの地方においてなされる産業財産の違反行為に対して、行政上の罰則措置法第 38 条及び第 52 条に規定する権限決定原則に従って、処理する権限を有する。

第 16 条 科学技術監査機関の罰則措置の権限

- 1. 公務執行中の科学技術監査省の監査官又は、省レベルの科学技術監査署機関の監査官は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五十万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 本条第 1 項 b) に規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 本政令第 3 条 3 項 d) に規定する回復措置を適用する。
- 2. 省レベルの科学技術局の監査主任又は省レベルの科学技術局の業種別の監査団長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 認定証及び鑑定人認定証を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。

- d) 本条第2項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項dに規定する回復措置を適用する。
- 3. 科学技術監査省の監査官長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 認定証及び鑑定人認定証を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 行政上の違反に当たる物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項に規定する回復措置を適用する。
- 4. 科学技術機関の業種別の監査団長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 一億七千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 認定証及び鑑定人認定証を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第4項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項に規定する回復措置を適用する。

第17条 情報通信監査機関の罰則措置の権限

- 1. 公務執行中の情報通信監査省の監査官又は省レベルの情報通信監査局の監査官は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五十万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 本条1項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項aに規定する回復措置を適用する。
- 2. 省レベルの情報通信監査局の監査官長又は省レベルの情報通信局の業種別の監査団長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。

- b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反品物又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する、
 - d) 本条2項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項aに規定する回復措置を適用する。
3. 情報通信監査省の監査官長は以下の権限を有する。
- a) 警告を科す。
 - b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 行政上の違反に該当する物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項aに規定する回復措置を適用する。
4. 情報通信省の業種別の監査団長は以下の権限を有する。
- a) 警告を科す。
 - b) 一億七千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条4項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項aに規定する回復措置を適用する。

第18条 市場管理機関の罰則措置の権限

- 1. 市場管理機関の団長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 本条第1項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項のa、b、d、d、e、g、hに規定する回復措置を適用する。

2. 省レベルの商工局に属する市場管理支局の支局長又は市場管理局に属する密輸防止部長又は偽者防止部長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第2項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項に規定する回復措置を適用する。
3. 市場管理局の局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項に規定する回復措置を適用する。

第19条 税関機関の罰則措置の権限

1. 省レベルの税関支局又は通関後の審査局の班班長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五百万ドンまでの罰金に処す。
2. 税関支局の局長、通関後の審査支局の局長、省の、省内の又は中央直轄レベルの税関局の取締班の班長、密輸防止部検査班の班長、税関手続部長、知的財産権の検査部長、税関総局に属する密輸防止局に属する海上パトロール隊隊長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 本条第2項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項のa、b、c、d、d、g、hに規定する回復措置を適用する。

3. 密輸防止局の局長、税関総局に属する通関後の審査局の局長、省の、省内の又は中央直轄レベルの税関局の局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第3項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項のa、b、c、d、d、g、hに規定する回復措置を適用する。
4. 税関総局の総局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項のa、b、c、d、d、g、hに規定する回復措置を適用する。

第20条 人民公安の罰則措置の権限

1. 国境又は輸出加工区担当の公安署所長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二百五十万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 本条第1項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
 - d) 本政令第3条3項dに規定する回復措置を適用する。
2. 省レベル公安局局長、经济管理秩序に関する犯罪調査の公安局局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二千五百万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を期間付で剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第2項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。

- d) 本政令第3条3項のb、d、d、gに規定する回復措置を適用する。
- 3. 省レベルの公安監督は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を期限付で剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第3項bに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項のb、d、d、g、hに規定する回復措置を適用する。
- 4. 経済管理秩序に関する犯罪審査担当の公安局局長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を期限付で剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項のb、d、d、g、hに規定する回復措置を適用する。
- 5. 本条第1項、第2項、第3項、第4項に規定する者以外で、人民公安に属する権限者はその管理範囲で産業財産に関する行政上の違反行為を発見した場合は、行政違反処理法の第39条及び本政令により、罰則措置の権限を有する。

第21条 省レベルの人民委員会の会長及び県レベルの人民委員会の会長の罰則措置の権限

- 1. 省レベルの人民委員会の会長は以下の権限を有する。
 - a) 警告を科す。
 - b) 五千万ドンまでの罰金に処す。
 - c) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
 - d) 本条第1項のbに規定する罰金額以下の範囲で、行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 本政令第3条3項のb、d、d、e、g、hに規定する回復措置を適用する。
- 2. 県レベルの人民委員会の会長は以下の権限を有する。警告を科す。

- b) 二億五千万ドンまでの罰金に処す。
- c) 行政上の違反に該当する物的証拠、手段を没収する。
- d) 実行許可証又は資格を使用する権利を一定期間剥奪し、違反商品又は違反サービスに当たる営業活動を一定期間停止する。
- d) 本政令第3条3項に規定する回復措置を適用する。

第IV章

違反行為の罰則

第22条. 罰則措置要請権及び違反発見・罰則に関する権限

1. 産業財産違反に関する罰則措置の要請権を有する産業財産権保有者は、以下の通りである。
 - a) 違反行為で損害を受けた産業財産権保有者（ベトナムで保護している地理的表示の管理について認可されている機関を含む）。
 - b) 産業財産者により罰則措置の要請権が制限されていない場合、違反行為で損害を受けた産業財産の利用権を持つ権利者。

知的財産法の第211条1項aに規定される違反行為及び第130条に規定される不正競争行為への処分要求時において、機関及び個人は、要請書に違反の程度を示して、本政令第26条第2項に定める証拠、資料を提供する義務がある。
2. 消費者・社会に損害を与えるような産業財産に関する違反行為、或いは商標模倣・地理的表示模倣の商品・スタンプ・ラベル・商品に関する違反行為を発見した法人・個人は関係当局に通知し、検証手続き・罰則措置を行うよう要求する権利を有する。また、産業財産における不正競争により損害を受けた法人・個人も、関係当局に通知し、検証手続き・罰則措置を行うよう要求する権利を有する。

本条文に規定されている法人・個人から通知書を受領した場合は、関係当局は本条第3項の規定の下で査閲を行い、産業財産権保有者と協力して検証、罰則措置を行う義務を負う。
3. 関係当局は以下の対象に関連する違反検証・罰則を行うために、積極的に検査、監査、発見を行い、産業財産権保有者と協力する義務を負う。
 - a) 商標模倣・地理的表示模倣の商品、スタンプ、ラベル、包装、その他品物。

- b) 食物、食料品、医薬品、化粧品、家畜飼料、化学肥料、獣医薬、植物保護薬品、建設資材、交通手段、医学用化成品、農業、環境関連、或いは当局の定期的又は突発的な査察・検査により特定された品目に関連した違反商品もしくは違反サービス。

第 23 条 罰則措置要請の委任

1. 本政令第 22 条 1 項に規定されている産業財産権保有者が、直接に罰則措置の要請書を提出できない場合は、ベトナムの駐在員事務所長、支店長、代理者、又は産業財産代行者に委任できる。
2. 委任状、委任契約などの書面で以って委任を行わなければならない。
個人、法人の委任書類には、委任者の法的代表者の署名・捺印（合法的に登録された印鑑）が必要である。
外国の法人・個人の委任状は、公証人役場、地方政府、領事館、又はその他法律に規定する別の方法により確認されなければならない。
3. 委任状の原本を要請書と共に提出しなければならない。委任状が外国語である場合は、ベトナム語に翻訳された認証済みの書類を、もしくは委任者である産業財産代行者による保証を証明する書類を共に提出しなければならない。
委任状が関係当局に既に提供された委任状のコピーである場合は、この委任状は有効とみなされる。ただし、出願者は、提供した要請書一式の番号を明記し、委任状の原本はまだ有効であり、適切な委任内容があることを示さなければならない。
4. 知的財産法第 107 条の規定により所有権を確立する手続きが有効で、委任内容（施行手続きを含む）及びベトナムにおける産業財産権の保護が明記されていれば、委任状は罰則措置要請手続きにおいて本政令的に有効である。
5. 委任期限は、委任状に記載されている期限とする。委任期限が委任状に明記されていない場合は、委任期限は知的財産権法第 107 条 3 項の規定により確定される。

第 24 条. 罰則措置の要請書

1. 罰則措置の要請は、罰則措置の要請書の形式に従って、書面で提出されなければならない。要請書には、要請書作成日、受領機関、要求者の情報、委任される法人・個人の法的代表者、関連産業財産の対象、違反商品・サービス、違反法人・個人の名義及び住所・処分方法を明記しなければならない。また、違反を要請する法人・個人の法

的な代表者又は受託者の署名、署名の証明印鑑（ある場合）を明記しなければならない。他の機関に要請書を提出した場合は、要請書にその機関の機関名・提供日を明記する必要がある。

2. 要請書には、罰則措置の要請権利を証明する資料が含まれていなければならない。当該資料とは、違反行為、違反商品又は違反サービスの存在を示すために、それらが記載された資料一式もしくは写真のことである。

罰則措置の要請者である法人・個人は、当局が違反行為・違反商品・サービスであることを認識できるように、その他の資料、サンプル、証拠の提供ができる。

第 25 条 罰則措置の要請書の受理及びその検討

1. 罰則措置の要請書を受理した場合は、罰則措置機関は下記の措置を実施する責任を負う。
 - a) 罰則措置の権限を決定する。罰則措置要請書が他の機関の受理権限に属する場合、その権限を有する機関への要請書の提出を要請者に指導する。
 - b) 要請書に添付する書類リスト及び証拠を検査する。
2. 以下の規定の通り要請書を検討する。
 - a) 罰則措置の要請書の受理日より 10 業務日以内に、罰則措置機関は要請書及び添付された資料・証拠の妥当性を検討しなければならない。
 - b) 提出された証拠・資料が不十分の場合は、罰則措置機関は、受理日より 30 日以内に資料、証拠の更なる提出、又は説明により不足を補うよう要請者に要求しなければならない。
 - c) 罰則措置機関は、違反容疑者に対して情報・証拠の提供及び説明をするよう要求することができる。また、事件の状況を明確にするために、専門機関の意見や、産業財産に関する鑑定を要求することができる。
 - d) 要件を満たした書類一式の受理完了日より 30 日以内に、罰則措置機関は、要請者に、予定される期間、手続き、処分方法を通知し、査閲、検査、証明及び罰則措置に関して産業財産権保有者からの協力及び補助を求めなければならない。
3. 罰則措置非要請者の権利及び義務
 - a) 受理過程中に、罰則措置機関からの通知書に記載されている日もしくは行政違反審判書作成日より 10 日以内に、罰則措置非要請者は自ら又は罰則措置機関の要求に従って、

情報、資料、証拠の提出、又は釈明をすることができる。正当な理由がある場合は、罰則措置非要請者は書面により上記の期限の延長を申請することができる。ただし、延長期間は、罰則措置機関の通知書に記載されている日もしくは行政違反審判書作成日より 30 日以内とする。

- b) 罰則措置非要請者は、本政令第 23 条の規定に従い、本条 a に規定された情報、資料、証拠の提出及び釈明について、個人又は法人に委任することができる。
- c) 作成過程の発明、実用新案権に対して違反していないことを証明するために、罰則措置非要請者は知的財産法の第 203 条第 4 項に規定されている相当条件に従い、発明・実用新案権に違反した過程より生産されたと思われる製品が、法により保護された過程により生産されていないことを証明しなければならない。
- d) 罰則措置非要請者が違反していないことを証明するための情報、資料、証拠、釈明を提供しない又は十分に提供できない場合は、罰則措置機関は、調査結果及び罰則措置要請者より提供された情報、資料、証拠に基づいて、罰則決定を下す。

第 26 条 違反確定情報及び証拠の提供

- 1. 要請者は、産業財産の鑑定を要求できる。また、産業財産について担当する国家機関に、保護範囲及び侵害要素の確定についての専門的意見、違反行為の証明、又は、当該事件の事情を明確にするため、積極的な証拠及び資料の提供を要求することができる。
- 2. 罰則措置機関は、要請者に所定期間内に資料、証拠、説明の提供、又は、当該事件の事情を明確にすることを要求できる。また、違反の兆候の判明、正規品、非正規品、違反品、合法的な提供源又は消費地を特定するため、並びに産業財産対象の使用権が許可される範囲外の商品又は並行的輸入品以外の輸入品を確定するため、産業財産の保有者に情報、資料、見本の提供を要求することができる。
- 3. 罰則措置機関は、知的財産権に関する法律の規定に従って、自ら検査、調査、証拠収集、産業財産の保護範囲及び違反行為の確定を行うことができる。必要な場合には、管轄機関に違反行為の調査及び証拠収集の遂行の依頼、産業財産に関する国家機関に専門的意見の提供の依頼、又は、保護範囲及び侵害要素を確定するための産業財産の鑑定依頼ができる。

4. 罰則措置機関は、違反行為を確定するため、産業財産の保有者の商標模倣及び地理的表示模倣の商品・サービスの確認に関する誓約書、及び書面による産業財産に関する国家機関の専門的意見、書面による鑑定の結果について、自身で判断することができる。但し、違反に関する結論及び罰則措置決定に対して、法的責任を負う。
5. 罰則措置機関は、情報、資料の提供が法律に規定する秘密保持事項に属さず、関連事件の処分結果に影響を与えないことを条件に、産業財産の保有者、又は、その他機関・組織に属する紛争解決又は罰則措置の権限者に対して、模倣商品、違反商品の生産地、消費ルート、供給者に関する情報及び当該事件の事情を提供することができる。
6. 当該事件の処分権限を有する機関は、違反事件に関する権利及び利益を有する各当事者及び罰則措置の被告人に情報、資料、主張・要求の証明証拠、又は、他者の主張・要求への反証の提供を事件解決の証拠にするため、違反事件に関連する証拠、資料の保管、又は、監視する当事者に当該証拠・資料の提示を要求することができる。
7. 産業財産の保有者、又は、産業財産の保有者から委任された代表者は、正規品及び非正規品、違反商品を確認するための検査、調査、証拠収集活動、並びに商品、物品、原材料、事業手段に関する侵害要素の確定、違反品・サービス処分方法に関する支援及び参加の許可を罰則措置機関に要求することができる。罰則措置機関は、被告人の合理的な要請に従う商業機密保護が必要な場合を除き、本項の規定に従って、参加の許可を決定するものとする。

第 27 条 紛争時の違反事件処分

1. 罰則措置要請書が受理された後、登記権、所有権、罰則措置要請権、保護条件、関連産業財産保護範囲に関する苦情、訴訟、又は紛争が発生する場合、当該事件を受理した機関は、下記の処分方法を実施するものとする。
 - a) 知的財産に関する法律の規定に従って、苦情、訴訟、又は、紛争解決の申請手続の遂行を各当事者に要求するものとする。
 - b) 産業財産の保有者に説明及び誓約すること、又は、産業財産に関する国家機関に苦情、訴訟、紛争が発生している産業財産の法的状況を明確にすることを要求するものとする。産業財産の保有者からの説明書及び誓約書、又は、産業財産に関する国家機関からの公文書の取得日から、30 日以内に当該事件を受理する機関が受理手続の遂行、又は、罰則措置の拒否について、罰則措置要請者に返答する義務がある。

2. 罰則措置要請書が受理されたにもかかわらず、各当事者が合意し、知的財産に関する法律の規定、又は第三者、消費者及び社会の権利及び利益に影響を与えない適切な解決方法を提案する場合は、罰則措置機関は当該解決方法を許可し、当該事件の処分を停止するものとする。

第 28 条 罰則措置の拒否及び停止

1. 罰則措置機関は、下記の場合において罰則措置を拒否するものとする。
 - a) 関連産業財産の紛争中に、罰則措置要請書を提出される。
 - b) 罰則措置要請者は、本政令第 25 条 2 項 b の規定に従って、産業財産の保有者及び違反の状況証拠の説明及び追加について、罰則措置機関の要求に対応できない。
 - c) 行政上の罰則措置法令の第 6 条 1 項の規定に従って、行政上の罰則措置の時効がなくなる。
 - d) 罰則措置機関又は公安機関の調査の結果、罰則措置要請書に記述した違反行為が見当たらない。
 - d) 罰則措置手続を施行するための根拠が不十分であるとの罰則措置機関の結論、決定、又は通知がある。
 - e) 知的財産に関する法律に違反とみなされる行為でもなく、本政令の規定にする行政上の罰則措置を科される行為でもない。
2. 罰則措置要請書の受理者は、下記の場合において、罰則措置手続を停止しなければならないものとする。
 - a) 罰則措置要請書を受理した後に苦情、訴訟、又は紛争が発生し、本政令第 27 条 1 項に規定する罰則措置機関の結果が未解決である。
 - b) 罰則措置要請書を受理した後、産業財産の違反行為を確定する根拠が不足している。
 - c) 罰則措置要請者が書面にて罰則措置要請を取り下げる。
 - d) 各当事者が本政令第 27 条 2 項の規定する解決方法に合意する。
3. 商標模倣、地理的表示模倣の商品の生産・取引、又は商標模倣・地理的表示模倣の梱包、表示、その他品目を含む商品の生産・取引においては、処分の権限者は本条第 2 項 c に規定する罰則措置要請の取り下げに関する通知を受け取ったにもかかわらず、当該違反行為に対して行政上の罰則措置の手続を施行し続けるものとする。

第 29 条 罰則措置に関する協力

1. 罰則措置協力要請
 - a) 違反事件が複雑な状況、又は複数の組織及び個人に関連する場合、罰則措置要請受理権限機関は、権限を有する者及び関連地方の産業財産の国家管理機関に罰則措置協力を要請することができる。罰則措置協力要請には、当該事件の概要、処分協力に必要な内容の申請が含まれなければならない、要請を受け取った機関は要求日から 15 日以内に回答するものとする。
 - b) 違罰則措置協力要請を受け取る機関は指定期間内に回答する責任を有し、処分協力を拒否する場合は理由を明確に述べるものとする。
2. その他機関の罰則措置要請書の処理及び検討結果の使用
 - a) 罰則措置機関は、同様の又は類似の違反行為、又は同様の産業財産の保有者の産業財産に関する違反行為に対する処分レベル及び処分方法を統一するため、その他権限を有する機関が施行した違反行為確定又は違反品価値確定の結果を使用することができる。
 - b) 違反行為、罰則措置の形態・レベルの確定について、権限を有する機関間の意見、結論及び決定が異なる場合、罰則措置権限者は、当該違反行為の結論を出すため、関連専門分野における専門家で構成される顧問委員会を設置することができる。

第 30 条 処分手続

1. 産業財産分野における行政上の違反行為を発見した場合は、本政令第 16 条から 21 条に規定される処分の権限者及び公務施行中の公務員は、行政違反記録を作成する義務を有する。
2. 行政上の罰則措置手順及び手続の施行は、行政上の罰則措置法令第 III 章 1 節の規定に従うものとする。

第 31 条 懲戒決定の執行及び強制執行

1. 行政上の罰則措置決定の執行及び強制執行は、行政上の罰則措置法令の規定に従って、執行するものとする。
2. 社名の強制変更又は社名における侵害要素の消去などの回復措置を適用する行政上の罰則措置の決定に対して、違反組織又は個人は、行政上の罰則措置決定の有効日から 60

日以内に、事業登記機関で社名の変更又は社名における違反様相の消去の手続を行う責任を有する。

上記の期間後、違反組織又は個人は、社名の変更又は社名における侵害要素の消去の手続を行わない場合、行政上の罰則措置決定機関が事業登記機関に企業登記証明書の回収を要請するものとする。事業登記機関は法律に従って、企業登記証明書を回収する責任を有する。

3. ドメイン名情報の強制変更、又は、ドメイン名の返却の方法を適用する行政罰則措置の決定に対して、違反組織又は個人は、行政上の罰則措置決定の有効日から 30 日以内において、ドメイン名管理機関でドメイン名の変更、又は、ドメイン名の返却の手続を行う責任を有する。

上記の期間後、違反組織又は個人は、ドメイン名の変更又はドメイン名の返却の手続を行わない場合、行政上の罰則措置決定機関がドメイン名管理機関にドメイン名の回収を要請するものとする。ドメイン名管理機関は法律に従って、ドメイン名を回収する責任を有する。

4. 信用組織及び国家金庫は、法律に従って、処分権限者の当該事件に関する決定に基づいて、罰金の受取、罰金の送金、及び罰金の返却を行う義務を有する。

第 32 条 行政上の罰則措置決定の有効の修正・取消・停止

1. 行政上の罰則措置決定の根拠及び内容の変更に繋がる行政上の罰則措置決定が発行されてから 90 日以内に、権限を有する機関による産業財産に関する紛争解決の決定が公布される場合、処分の権限者は、紛争解決の決定に沿うため、発行した行政上の罰則措置決定の修正、無効、有効、一部又は全部の消去を決定するものとする。
2. 過去に処分された組織・個人が行政上の罰則措置決定を施行した場合、処分の権限者は下記のいずれの方法を行うものとする。
 - a) 罰金を支払った組織又は個人の要請に基づいた、処分決定の修正、停止、又は、取消に関する決定に従って、国家金庫に支払った罰金の一部、又は、全部の還付を申請するものとする。罰金の還付申請は、修正、停止又は、取消に関する決定の発行日から 90 日以内のみに許可される。

- b) 未処理の差押、仮差押の商品、物品、事業手段を返却するものとする。差押、仮差押の商品、物品、事業手段が処理された場合、罰則措置申請の組織又は個人は、罰則措置申請時の誓約に従って、処分された組織、また、個人に賠償する責任を有する。
 - c) 各当事者の合理的な申し出によるその他の処理方法を行う。
3. 行政上の罰則措置決定が権限、手続き又は、発行根拠に関する違反が発見される場合、行政上の罰則措置法令第 15 条及び苦情・告発の解決に関する法律の規定に従って、処理するものとする。

第 5 章 施行条項

第 33 条 発効日

- 1. 本政令は、2013 年 10 月 15 日から有効となる。
- 2. 産業財産分野における行政上の罰則措置に関する 2010 年 9 月 21 日付の政令第 97/2010/ND-CP 号は本政令の有効日から無効になる。

第 34 条 経過条項

2013 年 7 月 1 日以前に発生した産業財産分野における行政上の違反行為で、現在未発見又は、検討・解決中の行為については、違反した個人・組織に有利な規定を適用するものとする。

第 35 条 実行機関

- 1. 科学技術省は、本政令の施行の責任を負う。
- 2. 計画投資省及び科学技術省は、社名が知的財産権に関する法律に違反する場合に、社名変更、社名における侵害要素の消去、企業登録証明書の取消に関する手順及び手続の案内において責任を負う。
- 3. 情報通信省及び科学技術省は、知的財産に関する法律に違反するドメイン名の変更及び取消に関する手順及び手続の案内において責任を負う。

4. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、及び中央直轄省・都市の人民委員会の会長は、その業務の範囲内において、本政令の施行の責任を負う。

宛先：

政府代表者

首相

- － 共産党中央秘書委員会常務
- － 首相、各副首相
- － 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- － 省及び中央直轄市の人民評議会及び人民委員会
- － 共産党中央事務所、共産党の各部局
- － 書記長事務所
- － 大統領事務所
- － 民族評議会及び国会の各委員会
- － 国会事務所
- － 最高人民裁判所
- － 最高人民検察院
- － 国家財政監査委員会
- － 国家会計監査機関
- － 社会政策銀行
- － ベトナム開発銀行
- － ベトナム祖国戦線中央委員会
- － 各組織及び各体の中央機関
- － 政府事務所：担当大臣、各副担当大臣、傘下部局、広報；
- － 保管：書類管理部

Nguyen Tan Dung